飲食店への営業時間短縮の第６次・第７次要請 ～まん延防止等重点措置を実施すべき区域～

対象	香川県内において、食品衛生法に基づく営業許可を得て、店舗を有し、飲食店又は喫茶店の営業を行う法人又は個人事業主 ✓　小売りを営業主体とする場合やテイクアウト専門店等は除く	
対象区域	高松市内 【知事が定める区域】	高松市以外の市町
根拠	特措法第31条の6第１項	特措法第24条第９項
実施期間	令和３年８月20日（金）午前0時 ～９月12日（日）午後12時	令和３年８月27日（金）午前0時～ ９月12日（日）午後12時
要請の内容	✓　夜間営業している飲食店に対し、営業時間短縮の要請 ✓　営業時間は、午前５時から午後８時までに限る ✓　『酒類の提供（客の店内持込みを含む）を行わない』よう要請 ✓　飲食を主として業としている店舗への『カラオケ設備の利用自粛』を要請 ☆　かがわ安心飲食店認証制度の認証店についても同様の取扱いとする	✓　夜間営業している飲食店に対し、営業時間短縮の協力要請 ✓　営業時間は、午前５時から午後８時までに限る ✓　『酒類の提供』は午後7時まで ✓　『かがわ安心飲食店認証制度の認証店』に限り、 「通常営業を行う」又は 「営業時間の短縮を行う」 を選択可能 →　８月24日までに、認証申請のあった店舗については、認証申請中として認証店と同様、選択制を可能とする（申請を取り下げた場合を除く）

飲食店を経営されている皆様には、７度目の要請となり、ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。